

総務省では、災害に伴い既存の通信体制に支障が生じた場合や発生するおそれがある場合などに、地方公共団体へ災害対策用移動通信機器を無償貸与しています。

【災害対策用移動通信機器(沖縄保管)】



衛星携帯電話
イリジウム 12台



MCA無線機
10台



簡易無線機
30台



ICTユニット
1台



臨時災害放送局用
FM放送設備 1台

- ・衛星携帯電話: 通信衛星を経由した電話サービスが可能。災害対策本部と避難所などの拠点との連絡用
- ・MCA無線機: 中継局を中心に半径30 Km程度の通信エリア。災害対策本部と避難所などの拠点、作業現場での通信用
- ・簡易無線機: 1Km ~ 5 Km程度の通信が可能。避難所や拠点内での連絡用、作業現場での連絡用
- ・ICTユニット: 災害対策本部や避難所などで無線LAN環境を構築。災害対策本部内での連絡用、避難所でのメールなどの連絡用
- ・臨時災害放送局用FM放送設備: 避難所の情報、被災者に役立つ生活関連情報を提供することが可能

【活用例】



孤立集落との
情報連絡



被災した防災行政無線
設備の代替



災害復旧作業時の
連絡



無線LANによる
通信確保



災害時の地域住民
への情報提供